

平成 30 年 第 10 回

富 山 県 教 育 委 員 会 会 議 録

I 開会及び閉会の日時

平成 30 年 9 月 28 日 (金)

開会午後 3 時 30 分、閉会午後 4 時 40 分

II 場所

教育委員会室

III 出席委員

1 番	鳥海 清司	2 番	山崎 弘一	3 番	町野 利道
3 番	藤重 佳代子	5 番	村上 美也子	教育長	渋谷 克人

IV 説明出席者

教育次長	坪池 宏	教育次長	布野 浩久
教育企画課長	津田 康志	生涯学習・文化財室長	菊池 政則
教職員課長	坂林 根則	県立学校課長	本江 孝一
小中学校課長	金谷 真	保健体育課長	東瀬 義人

V 傍聴人数 1 人

VI 会議の要旨

午後 3 時 30 分、渋谷教育長が開会を宣する。

1 会議録の承認について

(平成 30 年 8 月 10 日開催の平成 30 年第 9 回富山県教育委員会会議録)

会議録閲覧

渋谷教育長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。

2 議決事項

(1) 議案第 22 号 富山県指定有形民俗文化財の指定の件

(2) 議案第 23 号 富山県指定天然記念物の指定解除の件

生涯学習・文化財室長から説明した後、教育長が補足説明し、原案のとおり可決した。

3 報告事項

(1) 臨時代理について (平成 30 年 9 月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件)

教育企画課長から説明した後、教育長が補足説明をした。

(2) 県教委における障害者雇用率について

(3) 平成 31 年度富山県公立学校教員任用候補者名簿登載状況について

(4) 高校教員の時間外勤務時間数と従事業務

教職員課長から説明した後、教育長が補足説明をした。

4 その他

今後の教育委員会等の日程について

教育企画課係長から説明した。

5 議決事項

午後 4 時 30 分、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定に基づき、議案第 24 号から議案第 26 号については、委員全員の同意により会議を非公開とすることを可決し、議事の審議に入った。

議案第 24 号 平成 30 年度教育功労者等表彰の件

議案第 25 号 富山県青少年自然の家指定管理候補者選定委員会委員任命の件

6 議事

○議決事項について

議案第 22 号関係

〔町野委員〕

- ・一般に重要文化財というのはよく聞かすが、有形民俗文化財というのはまた違うのか。

〔生涯学習・文化財室長〕

- ・国の重要文化財についても、有形、無形というのがあり、今回の場合は県であるが、県でも有形、無形がある。例えば、お祭りは無形になる。今回のような形のあるものについては、有形という形で指定している。

〔教育長〕

- ・刀とかはどうなのか。

〔生涯学習・文化財室長〕

- ・刀も有形である、美術品という形になる。

〔教育長〕

- ・有形文化財と、有形民俗文化財、無形の民俗文化財、普通、無形は民俗文化財なのだが、そういった区分の中で動いているということである。これはとても分かりにくいので、次回にでも体系図をお渡しする。人間国宝という言葉があるが、そういうものはどういう位置づけなのか。そういったことも含めて、皆様にお渡ししてご理解いただけたらと思う。

〔山崎委員〕

- ・この立山曼荼羅については、何年も前から民俗文化財指定にならないかという話があったと思うが、今回指定となった決め手というのはあるのか。

〔生涯学習・文化財室長〕

- ・曼荼羅については、専門的に調査研究はなされてこなかったのが現状である。先ほど申し上げたが平成 27 年から調査研究が行われ、今年で一応調査研究が終わるという形になっており、新たな研究成果が得られたということで、今回指定という形になった。

〔教育長〕

- ・文化財の指定というのは、良ければなんでもかんでも指定していくというのではなく、厳選主義と言い、いわゆるその流派と言うか、そのものの中でやはりこれは一番代表格のものであるというものを一つだけ指定していくという形である。その一つだけというのを認めるためには、一定の調査が必要となる。それに時間とお金がかかるということで、国、県、市町村いずれにしてもいろんな面で、調査していくわけであるが、少しワンテンポ遅れた形になっているということは、やむを得ないと思う。

○報告事項について

報告事項（1）関係

〔山崎委員〕

- ・特別支援学校に空調を設置することについては、大変良いことだと思うが、この 3 億円分というのは年度内にすべて工事を完了するというのか。

〔教育長〕

- ・これはなかなか難しいことである。

〔山崎委員〕

- ・箇所がとても多いもので、どうなのだろうと思い、多分県立の学校だけではなくて、他の学校においても空調の設置計画が進められていると聞いているので。

〔教育長〕

- ・空調は例えば新年度予算でつけたとすると来年の夏に間に合わない。そもそも電気容量が変わってくるので、キュービクルと言うが、受電施設だと思ってください。そこをまず見直す必要がある。その上で

いろいろ設計し、子ども達がいる時には工事できないので、春休みを使う。ただ集中するので、富山市さんとか他の市町村さんもかなりスピーディーに設置されていくので、その中でのものになる。

〔教育企画課長〕

- ・最悪、今お話があったように次の夏までに間に合うように努力したいと思っている。

〔教育長〕

- ・繰越は出るかと思う。

〔山崎委員〕

- ・近年、猛暑の夏が続いている状況においては、考えるべき問題である。

## 報告事項（２）関係

〔山崎委員〕

- ・本県の県教委に限らず中央省庁あるいは市町村、教育委員会、首長部局についても、障害のある方の雇用率が足りなかったという事が報道されているが、これは、手続きや認識がちょっと違って誤った故にこうなったのか。また、こんなことを言っているのかどうか分からないが、そもそも、そういう障害のある方の雇用の数を確保することが難しいということなのか。もう一つは、ここで30年度分として障害者数で不足するのは65.5人となっているが、でもその方々というのは条件に該当しないながらも雇用されていた方々だと思うのだが、その方々は今後どうなるのか。

〔教職員課長〕

- ・まず1点目であるが、平成29年度までの調査で国からの通知には知的障害者と精神障害者の方については手帳を持つ者ということで記載されていたのだが、身体障害者の方については身体障害者手帳の1級から6級に該当する者というような記載もあったものであるから、担当者としてそういう状態の方であればいいという認識の中で、一方で手帳を確認することについてはプライバシーへの配慮ということもあり、自己申告で1級から6級に該当する方に手を挙げていただく形で把握をしていたという状況である。この通知については30年度で実は修正されていたのだが、例年と同じような通知であろうということで30年度についても同じ形で照会をかけていったというのが実態である。それから、先ほど雇用できる数もあって、こうなったのではないかというお話もあったが、まさに手帳で確認することについては実は国のガイドラインの中に明記されていたのだが、そこへの認識が非常に甘く、認識が低かったために発生している状況であり、数が確保できないからということではない。この65名の方々は、現在学校現場で教員という形で働いていただいている方、またそれぞれの持ち場で業務に当たっていただいている方なので、この方々については当然引き続き働いていただく形になるかと思う。

〔教育長〕

- ・3つ質問があったが、1つ目の部分については、ここはもっと教育委員会としてきちんと原点に戻って確認すべきだったところ通知による表現だけをもって対応してきたから起こったことである。具体的に言えばガイドラインまで遡って確認すれば、その中ではすべての障害種については手帳をもって確認するのが原則ですよということが書いてある。ただ通知だけ見た時に知的と精神については手帳で確認しなさい、身体障害については手帳確認しろという指示はなかった。それをもって、だから1級から6級までのマトリックスが一緒についてくるので、それをもって自己申告で行っていきこうということが、正直21年度まで遡っているが、書類上、それ以降全部同じやり方である。その前も多分一緒だったと思う。その形ですべて対応してきたというのが1点目。なので、私も教育委員会の認識が甘かった。原点に戻ればよかった話である。2点目については、よく報道では「水増し、水増し」という表現をされているが、教育委員会について言えば全部自己申告で行っているもので足りる足りないの問題ではなくて、それで自己申告に基づくものであるので水増しという考え方は元々ない。例えば、手帳を持っていらっしゃる中に難病の方がいらっしゃるが、その方々は今は手帳はもらえないけれども、いわゆる医療機関にかかった時の医療費免除などのメリットがある方々。こういう人達が自分はこの障害があるからと出してこられた方。もっと言えば、その障害であれば手帳を貰えますよとお医者様から言われているのだが、自分は自分のとある理由からそれは取りませんとってらっしゃる方も含まれる。ただそれを一律取ってくださいということを、昨日も常任委員会で質問があったのだが、そういうアプローチは

個人個人の自由というか、意志によるものであり、教育委員会としてはそういうアプローチはとらないという話になっている。

[町野委員]

- ・私にも経験があるが、障害のある人が障害手帳をとることはレッテルを貼られるということで嫌がるのである。その2%を確保するために、そういう人がいたので手帳を持っていないので、手帳を取って来いというふうに言ったら嫌がられた経験がある。

### 報告事項（3）関係

[山崎委員]

- ・受検者数が極めて少ないという認識があって今後何とかしなくてはいけないという話がされたのだが、中身を見ると登載者数の表の志願者の数については、小学校、特別支援関係は基本的に変わってない。中高の部分で非常に大きく、その差がそのまま下の合計欄に大幅減少として出てきていると思われる。中高教員の受験者は、いわゆる教育学部系でないところを卒業した人達が多く、教科別に受験していると思うので、中高の受験者数の減少をもって全ての教科について大変な状況だとは断定できないのだと思うが、いずれにしても100名が減ったということは、何らかの問題が少なからずあると思うのだが、中高関係で減ったという理由は分かるのか。

[教職員課長]

- ・今、委員もおっしゃったように、中高で中身を見ますと理系の教科を受験される方が大きく減っている。そういう点でいくと、これは推測であるが、製造業とバッティングしている部分があるのかなという風を感じている。

[町野委員]

- ・企業は理系はとにかく取り合いである。

[山崎委員]

- ・その波をかぶったということか。

[町野委員]

- ・理系に行けば就職の心配は全くないので。

[山崎委員]

- ・他県も同じような状況なのか。

[教職員課長]

- ・隣県にもお伺いしているが、やはり割と似た状況になっているようである。県によってもずいぶん違う。

[町野委員]

- ・文科省は理系を増やしている。文科系は定員ギリギリのところはもうなくして、理系の方が定員を増加するようなことをしているので、また増えてくると思う。

[山崎委員]

- ・分かりました。

[鳥海委員]

- ・倍率が下がってくるということは合格者の全体の質が落ちているということなのか、それとも少数精鋭というか、受けた数は少ないけれど非常に優秀な人たちだけが受けていて資質的には変わらないという状況なのか。非常に答えにくいとは思いますが、その辺はどうなのか。

[教職員課長]

- ・質そのものがどうかというのはなかなか私もお答えしにくい部分であるが、現在富山大学さんの方に協力いただきながら、実際に教員になる前からプレ講座という形で研修を受けていただき、採用後についても様々な研修を行っている。いろんな質の方がいらっしゃると思うが富山県で教員としてしっかりしていただけるように採用後は育てていくのは我々の任務だと思っているので研修の中で育てていきたいと思っている。

[教育長]

- ・受検者の減少は全国の教育委員会の共通の課題である。本県は大丈夫だったのだが、現在小学校の受験

者が落ちてきている。これが他の県ではとても落ちてきている。いろんな事情があり、地理的な面でも、富山県はコンパクトですからどこでも行けるが、非常に広大な県なんかは難しい。そこで一番最低だったのは1.2倍というところがあったそうである。2倍を切って、もっと言えば1.5倍を切ってしまうとやっぱり選択しようがないと言っておられる。そこでご質問の点があろうかと思う。本県は幸いにもという胸を張って言えないが、一応2倍前後はあるので、ただこれをもっと増やしていかないと。その中で特に優秀な方々を採用する努力をしていかないといけないと思う。またご協力をお願いしたい。

#### 報告事項（４）関係

##### 〔村上委員〕

- ・教員の時間外勤務の把握状況について、自己申告でパソコンを活用してということだが、これは客観的に何かそれを確認する、少なく申告されている人はいないのかという確認はしているのか。どうしてもどのような職種でも過少申告がちょっと問題になっているので。

##### 〔教職員課長〕

- ・現在の時間外の把握の方法であるが、時間数を把握することはもとより、いわゆる業務改善を行いつつ、管理職それから先生方の意識改革というものをやっていきたいと思っている。そういう意味では時間だけでは何が原因で時間外をしているのかという把握が難しいので、現在パソコンを活用して入力しているという状況である。昨年9月から始めたところで、ようやく1年たったところである。現在いろんな客観的な把握の方法等も他の県で進めているような例もあるが、まずは今の方法で業務の把握と業務改善と意識改革を進めながら取り組んでいきたいと考えている。

##### 〔教育長〕

- ・村上委員さんのご懸念されているのは事実通り申告されているのかということであり、自信もって言えるかという事だが、自信をもって言えるほどの確証は持っていない。正直、現場での話であり、個々人の話なので、それが正しいかどうかは本人しか分からない。ただ、いま担当課長からも申し上げたが、教員の方々にとって時間外勤務はなかなか馴染みにくいものであったというのがこれまでの法律体系から出ている。元々、時間外勤務手当が出ないため、そういった中で時間外勤務というものに対してまず意識を変えていただいて、その中でやっていくということ。大切なのは管理職によるヒアリングだと思う。そのヒアリングが嫌だから少なく書くという人もいるのではないかなと言われれば、おられるかもしれないが、そういった中で徐々に組織風土を変えていこうという取組みを県で行っている。タイムカードで行うことも可能だが、これはこれでいろんなメリット・デメリットが多方面で指摘されており、やはり一番大切なのは何の業務が一番多く占めているのかを知ることだと思うので、タイムカードではそれは出ない。厳密な時間を把握することが初めの一歩なのは分かるが、まずは今の取組みの次の段階としてそういった導入を考えていきたいというのが今のアプローチの仕方である。

##### 〔村上委員〕

- ・どのような現状なのか、まずはっきりさせないと次には進めないと思うので、よろしくをお願いしたい。

##### 〔山崎委員〕

- ・この状況把握の調査は昨年9月からやっているということで、なかなか精緻な実態が出ているような気がするが、パソコンを活用して入力されたものは、全校全員を対象にしてやっているのか。

##### 〔教育長〕

- ・対象は、もちろん全員であるが、この数字は時間外勤務をした教員の月平均である。

##### 〔山崎委員〕

- ・実際の多い少ないという、厳密にはどうかという話になると些か考えなければならないところはあると思うが、傾向は非常に正しくつかんでいるのではないかという気がする。

##### 〔教育長〕

- ・実体験上ですね。

##### 〔山崎委員〕

- ・ただ、その時間外部分の主な従事業務を2つまで入力ということで、それをまとめたものが資料の右上の方に書かれているが、それぞれの時間外にかかった時間数が分からない。また、もちろん傾向という

ことでは分かるのだが、主なということで 2 つに絞っているが、それが全部なのかということ。また、部活動を時間外にしたという人が 25%になっているが、時間内に部活動を終えて、その後授業準備にかかったとか。逆もまた真なりで、となると後に授業準備をしている人も部活動をやったことによって時間外勤務しているという捉え方もできるのだが、そのあたりはまだ見えない感じがする。ただ、こういうことで時間外勤務をしているという人がいるということが分かったと思う。もう 1 つは業務改善を実施とあるが、実際に教員がやらなくてはならないとされている、あるいはやらなければならないと思っている仕事そのものが多いのか。だから何とかしなければならぬのか。それとも、一人一人の教員の働き方に問題があって、ダラダラと仕事をしているので時間がかかっているのか。後者であるのならば業務改善というものについての助言は成り立つと思うのだが、そのあたりについては分からないところもある。

〔教職員課長〕

- ・各学校の中で把握はしていると思うが、集計として出てくる際には業務はまさに時間とリンクした形での集計ではなく、複数ある業務の中から 2 つを選んでいただいているので、実際に何の業務が多いのかはなかなか把握するのは難しいかと思う。先ほども申し上げたように学校現場で管理職の方に面談等によってその辺の実態をつかんでいただきながら業務改善を行っていただいているのではないかと思っている。

〔町野委員〕

- ・前に私が言っていたすごくハードなやり方というのは、そこまでやらなくていいと思うし、最初の段階でこういうやり方はこれで非常に良いと思う。まずは 80 時間超える人を無くすという意味でこれは非常に良いのではないかなと思う。今の話の中で生産性を上げるといふか改善すると残業が減るといふ話が出ているが、これは私の経験から言うと改善しても残業は減らない。なぜかという他の仕事をどんどん作っていく。いわゆるホワイトカラーはやる事が決まっているのではなく、自分で発想してどんどん仕事を作るのである。ブルーカラーの場合は製品を 100 台作るとすると 100 台の作業が終わったらその後仕事がない。ところがホワイトカラーというのは仕事が終わっても、もう少し上もっと上とやっていくとどんどん仕事が出てくるから作業改善したものは全部もっと上の仕事に使われて、時間外は今日 1 日 24 時間しかないという管理の仕方しかないのである。だから残業を例えば年間平均いくら、最大の月はその倍くらいとか、そういった管理の仕方をやっていかないと減らないと思う。

〔藤重委員〕

- ・この時間外勤務時間数、私たちの方も総合教育会議の時にもお話ししたが、36 協定のようなものがあり、3 か月で何時間までと総量規制がかかっているのだが、この時間外の勤務時間数の平均がだいたい 9 月だと 69.9 とか時間外勤務をした方の月平均は見えるのだが、年間一人一人が一番多かった人の総量的な合計の時間数とか、逆にいうと平均の方々の月単位というよりも年間でどれ位の残業時間をされているのかという把握はしているのか。

〔教職員課長〕

- ・個々の教員の積み上げ分については、各学校できちんと今把握をしていただいているところである。

〔藤重委員〕

- ・逆に県の教職員の方の年間の平均の時間外勤務時間数は出ているのか。

〔教職員課長〕

- ・その場合は時間外をしていない人も含めて平均をとることになるが、それはちょっと。

〔藤重委員〕

- ・それはないのですね。分かりました。

〔町野委員〕

- ・例えば 5 年以内に 40 時間にもっていくとか、毎年これだけずつ下げていくというような時間目標を教育長の名前で出すとか、そういうことをするべきではないかと思う。それは達成がいわゆる 100%、全ての学校が達成できるわけではなくて、達成率が半分以上いけば前に進んでいるわけだから。そういうふうに順番にやっていって問題をつぶしていくことを大事にすると良いと思う。

〔教育長〕

- ・今、国の方ではいろいろ議論されていて全部が表面化というかすべてがリリースされているわけではないが、2点あって、1つには見ていただけるように夏休みは長期休業とリンクしている。それで教員の方々の働き方は月別で何とかというのではなく、年間を通じて年間総量規制という発想でやるべきではないかという、そういう意見が中に出てきているようである。もう1つは、つい昨日だったと思うが、月の目安は民間と同様に45時間というのをまずは基本にしてやっていくべきではないかということの2つある。あえて矛盾するところもあるが、そういった中で何をやっていこうかということになっている。今ちょうど町野委員さんからご指摘いただいたが、毎月の上限ベースというか、目標と言うか、国の方でもやっているのだから、それを踏まえた形で、またこの教育委員会の場でもいろいろとご議論させていただいた上で設定するなりして各学校に通知していきたいと思う。

〔山崎委員〕

- ・いずれにしても、これだけの多くの時間外勤務をされているのは決して良いことではないと思うし、意識改革も含めて早く是正されれば良いと思う。

〔教育長〕

- ・運動部活動のガイドラインをこの間出したが、生の声を聞くと、部活をするためにという変だが、これが大きなウエイトを占める中で教員を選んだという方もおられる中で、どこまで実現していくかという話だと思う。ただ一定のルールをこの間示したので、それでどうなっていくか、あれも本格的にされてくるのは、年度途中に出しても年間の計画で部活動は動くので、本格的に動いてくるのは来年度の頭からだと思う。ところが春の大会がまずあって次6月頭にインターハイがあり、ちょうど9月になると秋季大会があり、ざっとそれが全部リンクしている。これを見ていると本当に1年間の波を見ると、なるほどと思うところが多々ある。先程、山崎委員さんからご指摘があった通り、山崎委員さんなんかは体で覚えているところがあると思うが、いずれにしても、この分については初めて実態を1年通して把握できたわけであり、追跡調査もしながら、あまりやりすぎると現場に負担がかかってしまうので、そこはまた慎重にご相談しながら違った切り方も含めて対応していきたいと思っている。

〔山崎委員〕

- ・先程この2つではなかなか実態が見えない部分があるという話をしたのだが、勤務時間内で部活動あるいはちょっとオーバーするくらいで部活動をやって、その後いろいろな公務をやるというのがかなりいると思う。その場合は部活動の部分は時間外にはなっていないが、部活動が入ることによってそうなっているという実態があることは頭に入れておく必要があるのではないかなと思っている。

〔町野委員〕

- ・家に持って帰るとか、そういうものもあるのか。

〔山崎委員〕

- ・持っていけるものと持っていけないものがあると思う。

〔町野委員〕

- ・生徒指導とか、成績表とか家に持っていくものがありますよね。

〔教育長〕

- ・それは禁止されている。

〔教職員課長〕

- ・授業準備は持って帰れる。

〔村上委員〕

- ・この項目の中でアウトソーシングできそうなものが全然見えてこない。結局いろんな仕事を洗い出して、ここは他でやれそうというのがあればちょっと明るいのだが、これを見ても任せれそうな項目がない。部活動の一部とか、そういうのはあるが。

〔町野委員〕

- ・アウトソーシングしても何も負担は減らない。

〔藤重委員〕

- ・その他の中をもう少し細かくアウトソーシングできる部分はないのか。結果的に先生方の残業時間はボランティアになってしまうので、その部分をボランティア活動として誰か参画できる部分と、やっぱり

教職員でないと出来ない部分を分けていけたらいいなと思う。

〔村上委員〕

・今後もうちょっと細かくという感じですかね。

〔町野委員〕

・考え方として残業代を払っているという考え方の上で成り立っている。払った金額がこの間言ったようにとんでもない金額で昔の価値で払っているため、そこは問題あるが。残業代は払っているということだから、その部分は別にやってもいいわけである。

〔鳥海委員〕

・いつになるか分からないが、国が法改正するような話は出ている。

〔教育長〕

・話は、ですね。この業務のところを2つしかやってないが、そういう中でもアウトソーシングという切口で、それは私共の方で作業出来るので、担当課長は、これをもう少し進化させて深掘りした形で分析して、出せる時に出してください。また、アウトソーシングという意味では部活動が実はアウトソーシングの対象となっている。部活動指導員というのはまさにアウトソーシングの問題である。引率となると、何か練習試合とか本大会があれば、その引率は必ず先生が今ついて行き、1日全部消えてしまう。大会になれば毎日になる。ただこれも今年から入ったもので、子ども達と親御さんそして学校の理解がないとなかなかこのアウトソーシングは進まない。やはり親御さんの声を聞くと先生だから預けているという方がいる。それは1つの声だと思う。

午後4時40分、議事が終了したので教育長が閉会を宣した。